

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第34号

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例（平成12年鳥取市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の173の項中「、戸籍の附票又は除かれた住民票若しくは戸籍の附票」を「又は戸籍の附票」に、「交付を受ける住民票又は戸籍の附票の写し」を「交付を受ける場合」に改め、同項の次に次のように加える。

173の2	住民票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき 300円
-------	---------------------	------------

別表第1の175の項中「、戸籍の附票又は除かれた住民票若しくは戸籍の附票」を「又は戸籍の附票」に改め、同表176の項を次のように改める。

176	住民票又は戸籍の附票の除票の記載事項に関する証明	1通につき 300円
-----	--------------------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。